

「令和7年度映画フィルム複製等請負作業」に係る随意契約事前確認公募公告

次のとおり公告します。

記

1 当該招請の趣旨

独立行政法人国立美術館国立映画アーカイブ（以下「国立映画アーカイブ」という。）では、映画フィルムを復元し保存するために、国立映画アーカイブが所有する映画フィルムの複製作業を外部業者に委託しているが、当該作業を委託するに当たっては、外部業者が「可燃性フィルム保管のための保管倉庫と指定作業場を有していること」、「多種のフォーマットに対応できる機材が準備されていること」、「多種のフォーマットや多様な劣化症状を呈しているフィルムの取扱いにおいて、復元作業の経験豊富な作業員で対応すること」、「可燃性フィルムを取り扱ったことのある経験豊富な作業員で対応すること」、「フィルム修復作業を一括処理で作業すること」を条件としている。本件は、令和6年度に当該作業を委託した特定の一社以外で、以下の応募要件を満たし、当該作業の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書等の提出を招請するものである。

公募の結果、他に3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、令和7年度においても前述の当該条件を満たす特定の一社と引き続き契約手続きを行う。

2 概要

- (1) 件名： 令和7年度映画フィルム複製等請負作業
- (2) 作業内容： 別紙「仕様書」を参照

3 応募要件

- (1) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において令和7年度に関東・甲信越地域の役務の提供等のA・B又はC等級に格付けされていること。
- (2) 独立行政法人国立美術館契約事務取扱規則第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約担当役等及び文部科学省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団関係者ではなく、かつ暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していない者であり、「暴力団排除に関する誓約書」に誓約できるものであること。
- (5) 当該作業に係る製造実績があり、当該作業に関する技術及び設備を有すること及び別紙「仕様書」中における「4 作業環境」並びに「7 フィルムの保管及び仕上がり確認の(2)」を有することを証明できる者であること。

4 応募要件を満たす意思表示

本公募の条件を満たしており、参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

- (1) 会社概要
- (2) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し
- (3) 参加意思確認書（指定様式）
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）
- (5) 3（5）の応募要件を満たすことが証明できる書類（契約書の写し等）
なお、当館において実績を有する場合は必要としない。
- (6) 過去5年以内において可燃性映画フィルムの取扱実績を有し、その実績を証明することがで

きる者であること。

- (7) 作業監督者が危険物取扱者の資格を有し、またそのことを証明することができる者であること。

5 手続き等

(1) 担当部署

〒104-0031 東京都中央区京橋3-7-6

独立行政法人国立美術館国立映画アーカイブ総務課管理室会計担当

電話 03-6264-4384 (ダイヤルイン)

E-mail kaikai★nfaj.go.jp ★は@に置き換えること

(2) 仕様書の交付期間及び場所

電子メールにより交付する。件名を「「令和7年度映画フィルム複製等請負作業」仕様書等希望(組織名)」とした配布希望のメールを「別紙 調達関係書類等交付依頼書」と併せて国立映画アーカイブ総務課管理室会計担当(kaikai★nfaj.go.jp)に送ること。手交を希望する場合は、その旨問い合わせること。

(3) 応募要件を満たす意思表示書類の提出期限及び場所並びに方法

令和7年10月1日(水)16時までに(1)へメール、直接持参(土日祝日を除く10時から18時まで(10月1日(水)は16時まで。))又は郵送(簡易書留・特定記録等の配達記録が残る方法に限る。上記受領期限内必着)すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

5(1)に同じ。

(3) 参加意思確認書等を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。

(4) 3の応募要件を満たすと認められる者がいた場合には、一般競争入札に移行する。

以上

令和7年9月11日

独立行政法人国立美術館

分任契約担当役

国立映画アーカイブ館長 岡島 尚志